

見込客との
信頼関係を構築するための
税務知識

著者 税理士 見田村 元宣

Q & A

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

法人編

1	役員退職給与の税務上の限度額の考え方	4
2	多額の役員退職給与が認められた？事例	7
3	なぜ、社長の功績倍率は3.0と言われているのか？	10
4	創業者の役員退職給与が過大か否かで争われた事例1（在任年数）	12
5	創業者の役員退職給与が過大か否かで争われた事例2（死亡保険金）	16
6	創業者の役員退職給与が過大か否かで争われた事例3（業績状況）	18
7	創業者の役員退職給与が過大か否かで争われた事例4（功労金加算）	20
8	役員退職慰労金規程がある場合、これに従わなければならないのか？	23
9	社長が会長、顧問、相談役などになり、役員退職給与を払う場合のポイント1（概要）	26
10	社長が会長、顧問、相談役などになり、役員退職給与を払う場合のポイント2（同族関係者）	30
11	業務上の死亡か否かで争われた事例	32
12	高額な備品は、税務上「減価償却資産」とは認められないのか？	35
13	不動産の売却損が問題になった事例	38
14	税務調査における立証責任はどちらにあるのか？	40
15	役員報酬が過大と判断される基準とは？	43
16	生命保険料の解約返戻率を上げる方法と事業承継の提案	46
17	会社が倒産しても、社長の自宅を守る方法	49
18	不動産を購入した場合に気を付けるべきポイント	52
19	税務調査では「何をどこまで」受け入れるべきなのか？	54
20	税務調査で“オミヤゲ”は必要なのか？	57
21	貸倒損失を計上する時期を間違えると？	60
22	現金の売上計上もれは重加算税なのか？	62
23	従業員の不正は重加算税の対象になってしまうのか？	65
24	税務調査で役員賞与と指摘された場合の対処法	68
25	年払保険料が給与課税される場合の取扱い1（概要）	71
26	年払保険料が給与課税される場合の取扱い2（役員報酬の増額）	74
27	年払保険料が給与課税される場合の取扱い3（期末の保険加入）	76

個人編

28	親族間のお金の貸し借りに利息は必要なのか？	80
29	相続税対策として賃貸建物を建築するなら 1 (事業投資)	82
30	相続税対策として賃貸建物を建築するなら 2 (相続税対策)	84
31	相続税対策として賃貸建物を建築するなら 3 (一括借上げ (サフリース))	86
32	生前贈与をする場合のポイント 1 (成立要件)	89
33	生前贈与をする場合のポイント 2 (受贈者が未成年者)	92
34	保険料贈与プランを提案する場合の注意点	94
35	贈与されたお金で払込期間 10 年間の保険料を払ったら？	96
36	認知症になったら、公正証書遺言は作れないのか？	98
37	名義預金ならぬ、名義保険が問題になる？	101
38	生命保険料の実質的負担者は誰なのか？	104
39	遺言書における「相続させる」と「遺贈する」の違い (少数株主対策のための遺言書の活用)	106
40	相続税の申告では、グレーゾーンをどう考えるのか？	109
41	信託の活用法 1 (認知症対策)	112
42	信託の活用法 2 (親族内の信託契約)	115
43	被相続人が賃貸不動産を所有していた場合の注意点	118
44	同族役員が会社にお金を貸している場合の相続税対策 9 種類	121
45	「同族会社に対する貸付金」に関し、争われた非公開事例	124
46	「何も相続しないこと」と「相続の放棄をすること」の違い	126

＊本書はわかりやすさを優先しているため、本文中の法令や判例等は厳密なものではない場合があります。

＊本書は特に記載のない限り、2018 年 3 月現在の制度や税制に基づいて作成しております。

1

役員退職給与の税務上の 限度額のか考え方

Q

役員退職給与は、会社で定めた「役員退職慰労金規程」に則して計算された金額であれば、税務上の問題はないのでしょうか？



社長

私も60歳になったので、そろそろ息子に会社を任せようと思います。その際に私がもらう役員退職給与はいくらでもよいのですか？

遺族にとっての必要保障額の論点は別ですが、支払った役員退職給与が不相当に高額の場合は過大役員退職給与として税務上は否認されることになります。



税理士



もし、否認されたら、私がもらった手取り額も減ってしまうのですか？

いえ、過大役員退職給与として否認されたとしても、過大部分についてのみ法人側で課税対象になるだけです。



A

税務上、適正とされる役員退職給与の計算方法は同業種で事業規模が類似する^{*}会社（以下、「同業他社」という）における平均功績倍率、最高功績倍率、1年当たり平均額により判断されることが大半です。

^{*}売上が2分1から2倍の範囲（「倍半基準」という）になります。

解説

1

税法にはどう書いてあるのか？

役員退職給与の過大額については、法人税法第34条に「不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は損金の額に算入しない。」と書いてあります。この「不相当に高額」の定義は単に同業他社における平均的な金額を超えれば、それが直ちに高額な金額として否認されるわけではありません。

実際に仙台高裁（平成10年4月7日判決）では「功績倍率の平均値に基づいて算出された相当額については、類似法人の平均的な退職金額であるということとはできるとしても、それはあくまでも比較的少数の対象を基礎とした単なる平均値であるのにすぎないので、これを超えれば直ちにその超過額がすべて過大な退職給与に当たることになるわけではないのは当然」と判断されています。

7

創業者の役員退職給与が 過大か否かで争われた事例4(功労金加算)

Q

特に功績が大きかった役員の退職給与について、「功労加算金」が加算されることがありますが、この「功労加算金」がある場合の役員退職給与の適正額は、どのように考えればよいのでしょうか？



私はこの会社を創業した社長で30年以上、この会社の代表取締役を務めてきました。また、当社は同業他社よりも収益率が高く、每期数千万円の利益を出しています。このような優良企業を作り上げてきた功績がある私なので、役員退職給与を支払う際は役員退職給与に別途、功労金加算30%をしても問題ないでしょうか？

非常に大きな功績がある創業者社長の場合でも、別途の功労金加算30%は疑義のあるところです。慎重な判断が求められます。



A

退職金、慰労金、功労金などの名目に関わらず、功績倍率はこれらの考え方をすべて含んだものとなります。そのため、功績倍率を乗じた上に功労金加算をした場合は功労金の二重取りになります。

解説

1 功労金加算が可能な場合

東京地裁（平成25年3月22日判決）では「同業類似法人の抽出が合理的に行われる限り、役員退職給与の適正額を算定するに当たり、これを別途考慮して功労加算する必要はないというべきであって、同業類似法人の抽出が合理的に行われてもなお、同業類似法人の役員に対する退職給与の支給の状況として把握されたとは言い難いほどの極めて特殊な事情があると認められる場合に限り、これを別途考慮すれば足りるというべきである。」と示されており、「極めて特殊な事情がある」場合以外は功労金加算はすべきでないとなっています。なぜならば、功労金はすでに功績倍率に含まれているという考え方になるからです。

この事例は下記のような状況でした。

- 昭和 35 年頃：個人事業の開業
- 昭和 41 年：法人設立（一般貨物自動車運送業等）、A は取締役就任
- 昭和 43 年～平成 14 年 8 月 16 日（大腸がんにより死亡）：A は代表取締役を務めた
- 退職慰労金 2 億 6,100 万円
（退職慰労金 1 億 9,950 万円（150 万円 × 38 年^{*} × 3.5）、功労金 5,985 万円、特別功労金 165 万円）
※本来は 37 年をかけるべき。
- 弔慰金 900 万円
- 合計額は 2 億 7,000 万円

そして、この会社の役員退職慰労金規程には次のように定められていました。

- 第 3 条 退職慰労金は、当該役位の最終報酬月額にその在任年数及び支給倍率（取締役社長の場合は 3.5）を乗じて算定する。
- 第 5 条 特に功績顕著と認められる役員に対し上記算定額の 30% の範囲内で功労金を支給する。
- 第 6 条 会社創立再建等格別の時期に具体的功労があり、功績顕著と認められる者について同範囲内で特別功労金を支給することがある。
- 第 8 条 役員の死亡が業務上の死亡ではないときは、死亡退職金とは別に直前の月間役員報酬の半年分を弔慰金として支給することができる。

ちなみに、この会社の利益率は同業種・類似規模の法人の中では突出して高く（売上総利益率は 12 比較法人の平均の 2 倍以上）、A の退職前 10 年くらいの間は毎年平均して 4,500 万円程度の所得がある優良な法人でした。

そして、納税者は功労金と特別功労金を除外して、功績倍率 3.5 が正当であると主張しました。それに対して、国税は功績倍率 3.5 は認めたものの、功労金と特別功労金は過大役員退職給与であると認定しました。この双方の主張について大分地裁で判断されたのです。

Q

贈与財産を有効活用するために、生命保険に加入して保険料に贈与された現金を充てたいと思いますが、特に注意を要することがあるでしょうか？



相談者

生命保険の営業パーソンから「孫にお金の贈与をし、私を被保険者、孫を契約者及び保険金受取人とする生命保険」の提案を受けています。どのような点に注意をすべきでしょうか？

このプランを実行する最大のポイントは「毎年の」贈与が「適法に」成り立っているか？という点です。



税理士

A

いわゆる「保険料贈与プラン」を活用する場合、年払保険料相当額の贈与を「適法」に成り立たせるために「毎年の」贈与契約書などの整備が重要となります。

解説

1

孫名義の銀行口座であっても……

契約者である孫名義の口座から保険料が引き落されていたとしても、そもそもの保険料支払いの原資である贈与されたお金についての贈与が成り立っていないと判断されれば、その孫名義の預金口座は名義預金となり、被相続人の相続財産となってしまいます。

そして、その口座から保険料が引き落されていれば、その保険料負担者は被相続人となりますので、保険料贈与プランは成り立たないことになってしまいます。

つまり、受贈者の口座から保険料が引き落されているというだけでは贈与が成立しているとは言えず、最も重要なことはもっと根本的に「贈与という法律行為」が成立しているかどうかなのです。これが成立していないのが名義預金の問題であり、これまで数えきれないほどの否認を受けています。名義預金の口座から引き落とされている保険料は被相続人が負担したものになってしまうのです。

Q

相続税の申告を税理士に依頼しましたが、土地の評価につき、判断に迷うものがあるそうです。そのような場合にはどう対応すればよいのでしょうか？



相続人

父が他界し、相続税の申告書を税理士さんに作ってもらっていますが、土地の評価について確定的に言えないものがあるそうです。高い評価で申告した上で還付請求をするか、それとも、最初から低い評価で申告するかを逆に税理士さんから相談されているのですが、どのように考えればよいのでしょうか？

ケースバイケースなので、確定的に言えませんが、グレーゾーンであっても適正に主張できる根拠があるならば、最初から低い評価で申告することをお奨めしています。



税理士

A

2つと同じ土地はないため、土地の評価において、100%明確な評価方法を定め切ることとはできず、評価に迷うグレーゾーンの土地というものは存在します。税理士によっても経験値や考え方に違いがあり、確定が難しい場合があることを認識しておいた方がよいでしょう。

解説

1

土地の評価は税理士によって違う？

平成 29 年 7 月ごろに以下のような内容の記事を見かけました。

- 中小企業経営者や個人事業主が税務申告などの際、顧問税理士とは別の税理士に意見を求める税金版「セカンドオピニオン」の利用が広がっている。
- 相続税の増税（平成 27 年度の税制改正）に伴う納税対象者の拡大が、その背景にあるとみられ、巨額還付に至ったケースもあるとのこと。専門家は「最新の税務知識に基づく第三者の意見を聞きたいというニーズが増えている」と指摘する。
- 具体的な事例として、財産約 10 億円を相続した男性が、当初は地元の税理士に手続きを委ね、相続税約 2 億円を納付したものの、その納付額に疑念が生じたため相続税に詳しい別の税理士にセカンドオピニオンを依頼したところ、土地の評価を行う際に適用できる減額制度が適用でき、過大納付であったことが判明。税務当局に請求した結果、1 億円近くが還付されたとのこと。